第5回 規制改革会議 会議終了後記者会見録

日時 : 平成 19 年 5 月 11 日 (金) 11:46 ~ 12:19

場所 : 永田町合同庁舎第2会議室

木場委員 お待たせいたしました。本日は会議が長引きまして、予定の時間を 15 分ほど回って おりますけれども、今から始めたいと思います。本日はありがとうございます。

それでは、最初に配付資料の確認をさせていただきたいと思うのですが「規制改革会議の運営方針(改定案)」というものと「教育と研究の質の向上に向けた大学・大学院改革に関する基本的考え方 ~組織中心の支援から個人中心の支援へ~」の2部でございます。ない方はお知らせください。大丈夫でございましょうか。

その中で、ごらんいただきたいのが、最初に申し上げました「規制改革会議の運営方針(改定案)」の2ページ目の(3)で、ここだけ御説明させていただきます。

現在、第 1 次答申のとりまとめに当たりまして大詰めの時期を迎えているわけですが、このため、公開ヒアリングの実施等、会議を挙げて取り組む必要のある事項もございます。更に、年末に向けて、審議においてこのような対応が必要になってくると思われますので、本日の会議で、ここに書いてありますように、議長を長として全委員で構成する「重点事項推進委員会」を設置するということを決定いたしました。こちらを御報告いたしたいと思います。

それから、本日の会議でございますが、今も話しましたけれども、答申の素案について検討はいたしましたけれども、答申案文につきましては、申し訳ございませんが、当面の間、非公開とさせていただきます。

その辺りも含めまして、議長の方から会議につきましてコメントをいただきたいと思います。よ ろしくお願いします。

草刈議長 遅れまして申し訳ありません。今日は御存じのとおり、5月末、6月初めを目処にとりまとめる第1次答申に向けて、各省庁との交渉が山場になっているということで、内容の議論が大変山盛りだったので、時間が超過してしまいました。

できるだけ皆様にその中身も公表したいとは思ったんですが、例年のことながら、極めて難渋を している部分、特に大きなところで難渋をしている部分が多々ありまして、今、まさに交渉中とい うことで、それが皆さんにお見せするということが難しい中身のものが多々ありますので、残念な がら公開はできないということで御容赦ください。

一部、事務レベルでは決着がついたものもございますが、やはりなかなかに難しい案件がございまして、これから公開ヒアリング、公開討論、あるいは大臣折衝等々の最後の手段を用いないと解決できないものが多々あると思います。

公開ヒアリングについては、別に今、どれとは言えませんが、可能性のあるものとしては、1つは医療の問題。それから、いわゆる農業関係と航空の問題、国家公務員の採用年齢制限の見直しといったようなこと。更には、いわゆる独立行政法人のうち、かなりひっかかっているものがございますので、その辺のところが公開ヒアリングの今後の対象になるのかなと思っています。

簡単に、八田議長代理、松井委員、あるいは安念委員の方からコメントをしていただければと思います。

八田議長代理 それでは、申し上げます。

まず、農林水産業に関してもめておりますのは前にもお話ししました低たんぱく米の表示に関してです。成分表示をちゃんとした上で、低たんぱくだと言えばいいではないかというのが我々の主張ですが、それはいかぬというのが厚生労働省の立場で、特別用途食品で低たんぱくというものがあるから、特別用途食品のマークがなくてもそれと間違えるという主張です。

こういう基本的な表示ができないと、品種の開発などに大きな支障を及ぼしますので、非常に強い立場でこちらも臨んでおりましたところ、ある条件を更に付けた上でならば低たんぱく質と表示してもいいという返事がまいりました。しかしその条件ではとてものめませんので、今まだ交渉しているところです。しかし、かなり前よりは前進しているというのが状況です。

それから、国家公務員のことに関しては前進しておりません。例の採用年齢を引き上げて、後で再チャレンジができるようにということですが、これは役所側の需要がない。そういう高い年齢の人を正規の職員として採用する需要がないという主張でありますので、これは公開ヒアリングの可能性を含めて交渉しているところであります。

以上です。

草刈議長 松井さん、いいですか。

松井委員 医療の主査をしています松井です。

医療については2点ありまして、1点目は、現在、支払基金という準公的・準民間みたいな、我々からすれば位置付けが不明確な機関があって、ここが大体、年間約1,000億円、正確に言うと880億円の予算を持って審査・支払をやっている。もう一方で国保連というものがあって、これは国保・保険者の連合体であり、かつ審査の委託を受けているという組織ですけれども、ここが大体同じぐらいの規模でやっている。

それで、トータルで大体、年間 2,000 億円ぐらいの予算をかけて審査・支払業務をやっている。この費用はレセプトをオンライン化することによって、少なくとも支払業務の部分はかなり合理化されますし、審査部分でも単純なケアレスミスとか、ルール上逸脱したようなものは、システムを通す過程で自動的に刎ねられるわけですから、それだけでも、かなりの審査をしたことになるわけで、そもそも論として、審査というものを従来どおり、こんな膨大なコストをかけてやるべきなのかどうか。支払基金あるいは国保連で審査することによってセーブできる金額というものが、計算の仕方によってはいろいろあるでしょうけれども、例えば仮に、これが年間 2 ~ 3 百億円、ないしは5 ~ 6 百億円とかの額だったら、経済合理性からしたら、年間 2,000 億円金をかける意味があるのかという話になってくるし、そもそも論として審査とはどういうことなのか。どうしてやらなくてはいけないのか。更に言えば、例えば牽制作用としてのサンプルチェックでもいいのではないかといった点について、公開ヒアリングで厚労省と討論したい。

もう一つ、これに絡めてですけれども、本来、我々患者のエージェントである健康保険組合など の保険者と、病院など医療機関との間の債権決済、ないしはそこで生じる、払う払わないというい るんな紛争について、本来、保険者が主体者になってそういったものを処理するのが筋だろう。現在、医療機関の同意がなかったら、保険者がレセプトを直接審査することはできないということになっていますけれども、何で支払基金だとか、国保連といった保険者のエージェントにすぎない第三者に仲介させる必要があるのか。しかもこれらのエージェントが審査するときは原則的に医療機関の同意が必要ないわけですから、これは一体どういう根拠に基づいたことなのかということ。

それから、先ほど言いましたように、紛争を事後的に処理するというものに関して言えば、ほかに紛争処理のための中立的な機関をつくればそれでいいだろう。何で第三者たる、決して中立とは言いがたい、保険者のエージェントに過ぎない支払基金、ないしは国保連、これは保険者そのものも兼ねてはいますが、こういったものに審査機能を限定しなくてはいけないのか。今から六十何年前、昭和23年、戦後すぐにできた支払基金法に基づいてこういったものがずっと延々と存続しているわけですけれども、その辺、そろそろ見直してもいいのではないかというようなことについて、公開ヒアリングで議論したいと思っています。

草刈議長 ありがとうございました。それでは、安念先生お願いします。

安念委員 御案内のことと存じますが、年金、それから、社会保険の各制度が保有しておりました保養施設等が数百に上っております。それらを現在、独立行政法人を設けまして民間に売却するという作業が進んでおりますが、売却自体は結構なのでございますが、その売却の業務は非常に作業量が膨大でありますところから、その独立行政法人の業務のかなりの部分が委託業者という民間の事業者に委託されております。

この委託すること自体が悪いと申し上げるものでは勿論ございませんが、私どもといたしましては、その委託の仕方がやや透明性に十分でないところがあるのではないかと考えておりまして、例えば指名競争入札で、現在、委託業者を募っておりますものを一般競争入札にしたり、入札の資格要件を緩和していただくなど、所要の透明化、より透明なものにする措置を取っていただけないかということを、今、厚労省さんにお願いをしているところでございます。

これをお認めいただきたいと思っておりますが、どうしても対立が残るようであれば、例えば公開ヒアリングなどを行いまして、皆様の前でそれぞれの主張を明らかにするといったような対応を取らなければならない場合もあるいはあるかと考えております。

以上でございます。

草刈議長 八田先生、何か補足はよろしいですか。

八田議長代理 ございません。

草刈議長 それでは、木場さんに返します。

木場委員 ありがとうございます。

それでは、配付資料の方の教育・研究タスクフォースの方をごらんいただきたいと思います。具体的な取組状況につきまして、本日は教育・研究タスクフォースから福井委員が参加しております。 それでは、よろしくお願いします。

福井委員 お手元の「教育と研究の質の向上に向けた大学・大学院改革に関する基本的考え方 ~ 組織中心の支援から個人中心の支援へ~」というペーパーを本日付で公表させていただきますの

で、そのポイントを御説明します。

副題にもありますように、高等教育、それから、特に高等教育機関等に関わる研究の政策領域は 非常に重要ですが、組織中心のこれまでの支援から、個人中心の支援に抜本的に考え方を変えるべ きであるという考え方が底流になっています。

したがって、現在、教育再生会議や経済財政諮問会議等でもいろいろな高等教育や研究費をめぐる議論がございますが、我々は予算を増額せよという前提がまずありきという考え方には反対です。単なる予算の増額のためのものであってはならないと考えております。むしろ、高等教育機関、あるいは研究機関、ないしは研究者個人のパフォーマンスをいかに向上させるのか。そこにこそ、日本の国力がかかっているのだと考えます。

そういう意味で、瑣末で小手先の政策というよりは、原理・原則も含めた抜本的な転換が必要であり、そのときの底流になる考え方が、個人中心の支援ではないかということです。

まず、大きな原理・原則の最重要は、1の「(1)教育・研究の峻別」ということです。現在の国立大学交付金や私学助成金では、どれが研究経費で、どれが教育経費ということの区分がなく、とにかくかかったお金の大体を助成するという極めてずさんな予算配分がなされています。教育と研究に分離する意図もない、というのが文部科学省などの公式見解でございまして、この点に関しては抜本的に改めていただく必要があると考えています。

少なくとも、大学や大学院に行く公費について、どの部分が研究で、どの部分が教育かということについて、勿論混然一体としている部分はございますが、観念的にこれを分けられないという理屈はないわけでございまして、まず、ここを完全に分けることから始める。事実認識をすることから始める。そうすれば、どの教育機関に幾ら公金が支出され、行った教育のパフォーマンスがどの程度よかったか、悪かったのか。区分して初めて明らかになるはずですが、今まではこれが全く明らかになっていないという点に根源的な問題があると考えます。

したがって、我々の考え方は、教育経費として考えた場合には、国立大学の運営費交付金や私立 大学に行っている私学助成金は、研究費を一切含まないものにする。すなわち、教育だけに特化す るというのが将来の方向だと考えています。

それでは、研究資金はどうするのか。これは大学を単位として、漫然と毎年、前年度比何%増と か減といった基準では一切配らないようにする。すなわち、研究目的の資金については、競争的資 金、すなわちよい研究をなした研究者が集まっている大学に結果としてお金が集まるという仕組み のみで配るべきである。これが基本的考え方です。

その上で、以降は高等教育分野と研究分野の2つを御説明しますが、1の(2)教育分野についての配分基準につきましては以下のとおりと考えています。

にございますように、今は、この交付金や私学助成金は、たくさん先生を雇うと予算が増えるというのに近い基準で配られております。こういった仕組みは取るべきではない。基本的には学生数にだけ応じて、学生数当たりで助成金を交付する。要するに学生1人当たり一定金額という基準以外の原理・原則を一切持ち込むべきではないというのが基本的考え方です。

これについては、一部の公的機関などにも、例えば高度な人材育成をしたら増額だとか、国際化

対応の立派な教育プログラムを看板に掲げたら資金を増額といったような、成果の当ての検証手段のそもそもないような形で資金を増減するというような考え方があるようですが、そのような考え方を取るべきではないというのが我々の考え方です。学生に選ばれるよう、ちゃんとした情報開示を行い、その適切な情報開示に基づいて、学生が集まったところに、その数に応じて補助金が行くという以外の基準を取るべきではないということです。

米国の大学は、私立大学、州立大学ともに世界のトップランナーの大学が多いわけですが、アメリカでは、ここに示した『USニューズ・アンド・ワールド・リポート』といった、民間の信頼できる大学の格付情報誌がございまして、図書館の蔵書、学者の業績、教育の充実度といったようなさまざまな指標について非常にきめ細かな情報開示がなされています。したがって、そういったものを見て学生が大学をちゃんと評価できて、学生数の増減がかなりの程度、大学の教育の質を評価するうえでの非常に重要な尺度になっているという実態が既に見られます。日本の大学も、単なる偏差値ランクだけで決められるというよりは、本当の大学の、その学生に対して付けた付加価値に応じて学生が評価するという方向に切り替えるべきでありまして、その意味でも、いわゆる教育バウチャーの考え方ですけれども、この考え方を徹底することは重要だと考えています。

にございますように、医学部などが高く補助金をもらって当然という考え方には反対でございまして、学生数 1 人当たりの補助金額は同額、あとは全部個人の負担で背負い込むべきだという考え方です。その代わり、利子付きの貸与奨学金を大幅に拡充すべきであると考えます。必要に応じて債務保証をするといったことにこそ政府は責任を持つべきであるということです。

最後に、大きな2つ目の項目の研究です。研究資金の交付については、従来の仕組みの基本的な問題点は、これからこんなに立派な研究を行いますという事前の見積もりだけでお金を配ってきたことであり、そこに根本的問題があると考えています。文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省など、すべての競争的資金について、大きな意味ではこういう考え方に立ってきました。ところが、その事後評価、本当に見積もりどおりの研究ができたのかどうかということについて

事後検証がほとんどなされていないのです。その点で、そもそも科学技術立国を標榜する我が国の研究資金の配分の仕方として根源的な問題があると考えます。

もう一つの大きなこれまでの考え方は、ある大学には重点配分、端的に言えば、旧帝国大学、東大、京大、東工大等を中心とする、いわゆるブランド理科系大学に極端な金額の資金が行っているのが日本の現状です。これがおかしい。基本的に優れた研究者やそのチームという、個人を単位として研究費は配分すべきであると考えます。

したがって、事後評価に重きを置くこと。しかも事後評価は機関ではなく、研究チームに重きを 置くこと。これがポイントです。

が一つの考え方の具体的な提案ですが、若手と中堅以上にそもそも研究費の配分を分けるべきであるという二分化案を提案しています。若手については、まだ業績がございませんから、ここはある程度、見積もりでも仕方がない。ただし、よくコネや系列で支配的な教授に近い若手が有利に採択されるとも批判されるわけですが、そういうことがないようにマスキングという、言わば目隠しの評価を行うべきだということです。

それから、中堅以上、ないし一定の分野での業績がある研究者については、ここは名前を出してもいいけれども、その代わり、過去の研究業績についての客観的・定量的な基準、例えばポイント制とか、評価を何らかの形で数量化した基準だけで配分すべきであるということです。そうすれば、過去に業績を上げた人が似たような領域で新たに研究資金をより潤沢に獲得できる。逆に言えば、過去に業績のない人は余り予算がもらえないという形が重要ではないかということです。

そのときに、研究資金が仮に機関に行かなくなると、この研究資金の一部がちゃんと大学や研究機関の運営に回せるということも必要でございまして、これが3~4ページに書いています(2)のですが、研究費に間接経費をきちんと配分する。しかも、その経費の増額分は、大学交付金や私学助成金で漫然と配っていた分を削ってこちらに持ってくることで対応することが必要です。以上です。

木場委員 どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑応答に入りたいと思うんですが、まず最初に、今の福井委員の御説明に 対しての質問からお願いいたします。

どうぞ。

日本経済新聞(中山) この教育の提言なんですけれども、今、教育再生会議で「プロジェクトX」という形で同じようなテーマで議論されているんですけれども、比較的、今の提言の中にも教育再生会議の議論を意識されたような部分もあるように感じたんですが、現在の教育再生会議の議論について、どういう評価をした上で、こういう提言をなさっているのかというのをお伺いしたいんです。

福井委員 教育再生会議自身も、まだ公式に見解をまとめたわけではありませんので、本提言も、 教育再生会議の見解のこの部分をこう考えるという形で必ずしもつくったものではございません。

ただ、漏れ伝え聞くところによりますと、教育再生会議かどうかということは必ずしも特定できませんけれども、有力な意見の中には、大学交付金をもっと増やさないといけないとか、先進諸国に比べても安いというような議論があるようですが、それよりもまず、現在の予算配分のパフォーマンスなり効率性なりを検証するのが先決でございまして、今のような、言わばほとんど無駄弾に近いようなばらまきをやっている前提で、とにかくお金だけを増やすという考え方は成り立たないのではないか、と今の段階で仮説的に考えています。

木場委員 よろしいですか。ほかにございますか。 どうぞ。

NHK(志賀) ただ増やせばいいというわけではないということですけれども、その辺は文言としては盛り込まれなかったんですか。

福井委員 文言というよりも、全体としてそういうことを言っているつもりです。当然の前提だと考えております。予算の増減自体を議論することに価値を見出していないから、こういう書き方をしているわけです。

八田議長代理 今の福井委員のおっしゃったことは、こういう改革をした後ならば、私の理解では、予算の増加ということは当然考えるべきだけれども、改革をやる前にやるというのでは、むし

ろ現状の固定になってしまうだろうということです。

福井委員 効果を検証した上で、場合によったら、もっとパフォーマンスを上げるために増額するとか、あるいはもう十分だからもっと減らすという議論が初めて出てくるわけで、今はその前提すらないというのに増減の議論になる、ということに対しては極めて奇異な印象を持っているということです。

NHK(志賀) あと、細かいことですが、これは今日の規制改革会議で皆さんで確認して公表したということでよろしいわけですね。

福井委員 そうです。

NHK(志賀) それで、これは実際に教育再生会議とか文部科学省とかに提出したりとかということになるわけですか。

福井委員 これは当然、教育再生会議もそうですし、文部科学省など、更に教育再生会議では政府の5機関が議論していますが、総合科学技術会議、イノベーション25、アジア・ゲートウェイ等、関連の機関にこれを提供申し上げて参考にしていただく予定です。

NHK(志賀) あと、学生数に応じて配分額を決定する仕組みということですけれども、現在 も一応、学生数も評価の中には入るんですね。

福井委員 入りますが、非常にウェートが小さいです。

0

NHK(志賀) それでは、これは学生数のみでという解釈でよろしいわけですか。

福井委員 そうです。基本的には学生数だけを基準にする。ほかの要素は、一切配慮しないということではないのかもしれませんが、極めて薄いウェート以下にしないとまずいという考え方です。 木場委員 どうぞ。

朝日新聞(琴寄) ここのところの議論で、成果主義というか、競争原理を入れることについて、国立大学の中でも割と地方の大学とかそういうところから、どちらかというと懸念の声が上がっていて、それで、今日の先生の説明だと、どちらかというとブランドの理科系大学に集まる現状を変えるべきだというところもあって、何となく議論がかみ合っていない感じがするんですけれども、今、大学から出ている、しかもブランド大学でなくて、小さい大学から出ている懸念の声というものはどういうふうに理解すべきだというふうに考えておられますか。

福井委員 それは一定程度、理由があると思うんです。なぜならば、ちまたで漏れ伝え聞く議論には、東大や京大はもともと研究のために設立された、非常に立派な資源を抱えた大学だから、そういういわゆる旧帝大の一部などのブランド大学にもっと資金を集めるべきだという議論が一方であるわけです。こういう議論に対して、それでは地方は切り捨てか、地方国立大学はそもそも格下かという反発が起こるのは当然のことでありまして、そういった懸念に対しては、私個人としても誠にごもっともと思います。

ただ、その先がまた微妙に違うところなんですが、要するに大学とか組織を格付して予算を配るという考え方が根本的に間違っているという点では我々は一致しておりまして、その前提に立てば、東大だろうが、地方国立大学だろうが、あるいは地方の余り名も知られていない私立大学だろうが、

学生を集めた大学は教育費を獲得できるし、研究資金を集められるようなきちんとした研究業績を上げた研究者は研究資金を集められるし、それが所属大学の経営をも潤わせるという好循環を生むはずですから、言わば大学の内実なり、研究・教育の内実を努力で変えていくことができることに対する対価として公金を使うべきだということなのです。

したがって、逆に言えば地方国立大学に、仮にそういう内実が伴っていないにもかかわらず、今、 交付金があるから何とか生活できているというところを、ただ延命させるための配分ルールであってはならないということはいえます。その点では実力主義を徹底していただく。結果として、これは地方優遇でも、旧帝大優遇でもなくて、とにかくきちんとした教育・研究をやる組織を優遇する。 ないしは、その組織に集まる個人を優遇する。そうすることで科学技術を発展させるべきではないかというロジックでございまして、あらかじめアプリオリに何かが、あるいはどこかが大事だということを考えているわけではないということです。

木場委員 どうぞ。

八田議長代理 今、福井さんがおっしゃったとおりなんですけれども、もう一度具体的に言うと、例えば COE、センター・オブ・エクセレンスという大学の研究補助があります。これは対象になるところが、何人かの立派な学者をそろえて、これは十分な研究拠点になるというような機関に対してお金が行く仕組みなんです。これを地方の小さな大学がやろうと思っても、研究者の数が足りなくて、初めから相手にされないわけです。そうすると、こういう国の根幹的な研究費配分は最初から地方の小さな大学に行く当てがないわけです。

今、ここで提案しているように研究費を個人に対して払って、その半分ぐらいが間接費として大学が使えるということになると、地方の大学が工夫をして、例えば来てくださる先生に、非常に短時間で雑務をこなして、あとは研究に集中するというような環境を整えるとか、外国にどんどん行ってもいいとか、そういうようなことをやることによって優秀な先生を確保することができる。そういう先生が研究費を取ってくると、五割は間接費として、ちゃんと大学が自由に使えるお金も入ってくるという制度にするわけです。

そうすると、日本中の小さな大学は一生懸命いい先生を呼び込もうと思って研究環境を整え始まめるでしょう。それは、できる大学もできない大学もあるでしょう。でも、今はやろうと思っても、できないわけですから、大幅な改善になると思います。

福井委員 現在の多くの資金では、大学のコンソーシアムも事実上無視されるわけです。

八田議長代理 これは、ある意味で、今の内閣の主張しているイノベーション政策のまさに根底 に置かれるべき政策です。これをやることによって、大学の研究水準は飛躍的に向上すると思いま す。

福井委員 もともと、言わば総合デパートでいろんな分野の教員やらを抱えている旧帝国大学などは、どんなに業績のない教授をたくさん雇っていても永遠に組織として勝ち続けるわけです。それがおかしいということなんです。

八田議長代理 さっきのCOEのような機関補助でも、半分は偉い先生かもしれないが、あとの 半分は昔は偉かったという人が入れてもらって、おこぼれにあずかるという場合があるわけです。 小さな大学では、本当に純正にできる人も、数が少ないもともとの機関補助が取れない。そういう 状況になるわけです。

福井委員 大学とか研究機関が立派だからといって、みそくそ一緒に評価して予算配分するというやり方が間違っているのであって、やはり個々の研究チーム単位に分ける。チームは何も同じ大学、同じ研究組織だけである必要はないというふうにすれば、もっと研究は活性化して、いろんな研究チームが全国規模で生じるようになるだろうという展望を持ちます。

木場委員 ほかに、教育に関しましてございますか。

ないようでございましたら、それ以外の、前半の説明の医療とか、農林水産、国家公務員の採用 年齢とかでも結構でございます。

時事通信(伊藤) 先ほど議長が挙げられた5点については、公開ヒアリングを行うことで今日 の会議では意見が一致したということでしょうか。

草刈議長 そうではなくて、要するに行う可能性がある候補だと理解していただいて、公開ヒア リングをやることが決まりましたら、速やかに皆さんにお知らせします。

向こうが手を挙げてくれれば、これでおしまいですからね。多分、おしまいにならないだろうと いうところがそれだけという意味です。

時事通信(伊藤) 必要に応じて公開ヒアリングを要請していく方向性を確認したという意味ですか。

草刈議長 そうです。

八田議長代理 交渉の最中ですから、今、議長がおっしゃったように、向こうがのみましたと言ったら、公開ヒヤリングはありません。本当に頑固にやってと言えば、それでは公開ヒアリングだということです。

木場委員 ほかにございますか。

ブルームバーグ(廣川) 関連で、いつごろを目途に公開ヒアリングに踏み切るかどうかを教えていただきたいんです。

草刈議長 テーマによって違っていて、今も一部でやっていますが、今週から来週の前半ぐらいにまたひざ詰折衝をやって、それでもいかぬというときに判断するわけです。だから、大体、来週の前半ぐらいにはやるかやらないというのは決まると思いますから、やることになったら、日程を皆さんにできるだけ早くお知らせします。

ブルームバーグ(廣川) それでは、来週中にやるかどうかを決めるということですか。

草刈議長 多分、来週前半でしょうね。後半になってしまうものもあるかもしれないけれども、 来週中ということです。

ブルームバーグ(廣川) 次の会議はいつなんですか。

草刈議長 決めていないんですけれども、大体、その辺の目途がつく5月下旬という感じでしょう。

NHK(志賀) 答申のとりまとめ自体は、5月中と言っていてよろしいんですね。

草刈議長 そういうつもりでいます。状況によって、多少、遅れたりするかもしれませんが、そ

ういう理解でいいんですか。

田中室長 5月中目途で作業をしております。

木場委員 どうぞ。

朝日新聞(琴寄) 公開ヒアリングの公開という言葉の定義ですが、基本的に我々も含めて傍聴ができるタイプと考えていいでしょうか。

田中室長 さようでございます。

草刈議長 傍聴できないと公開になりません。

朝日新聞(琴寄) 後で議事録公開だけになったケースがあったものですからね。

草刈議長 違います。今回は皆さんに聞いていただいて、どちらが正しいか判断してくださいと やるわけですから、当然、皆さん出てきていただいて、だから、皆さんの御都合もあるでしょうか ら、決めたらできるだけ早く皆さんにお伝えするということを申し上げております。

木場委員 ほかにございますか。

どうぞ。

読売新聞(黒川) 一部は決着がついたものもあるという御紹介が先ほどあったんですが、具体的に幾つか例がありましたら教えていただけたらと思います。

草刈議長 色々ありますが事務局から何かありますか。

田中室長 これは、非常に多数にわたっておるので、むしろどれをというのは、御案内のように、今までの答申を見ていただければ、今回は期間が短いので項目数はそう多くありませんけれども、それでも多数にわたっておりまして、また、今、動いている部分というのがありますので、先ほど公開ヒアリングなどに至らないかもしれないけれども、まだ折衝中というものがございますので、どれというのを申し述べるのは差し控えさせていただきたいと思います。

木場委員 よろしいですか。

それでは、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。記者会見を終了いたします。